

告示

埼玉県告示第千三百二十三号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により公告し、及び当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに埼玉県知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年十月七日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

貸借権の設定等を受ける者		貸借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
相川 傳吉	埼玉県児玉郡上里町大字五明五百五十五番地二	埼玉県児玉郡上里町大字五明字油谷戸二百四十八番二ほか八筆	二三、〇三三
安藤 昌	埼玉県児玉郡上里町大字五明五百十六番地	埼玉県児玉郡上里町大字五明字地神塚五百六番二ほか二筆	九、五三一
安藤 利一	埼玉県児玉郡上里町大字五明五百二十七番地	埼玉県児玉郡上里町大字五明字池谷戸二百八十九番四ほか五筆	一八、六三一
入 文隆	埼玉県児玉郡上里町大字五明七百六十八番地	埼玉県児玉郡上里町大字五明字油谷戸百七十四番二ほか五十二筆	一一二、九六一
入 保夫	埼玉県児玉郡上里町大字帯刀四百十八番地一	埼玉県児玉郡上里町大字五明字地神塚五百五十二番四ほか二筆	三、八六三
笠原 隆	埼玉県児玉郡上里町大字長浜千三百二十九番地	埼玉県児玉郡上里町大字長浜字城千五百三十番四ほか三筆	一〇、八一〇

吉田 徹	横堀 孝	ひびきの農産株 式会社	梶本 善夫	梶本 充由	鈴木 安義	坂本 俊雄	紙田 晴夫	株式会社関東地 区昔がえりの会	金井 武司
埼玉県児玉郡上里 町大字帯刀六百六 十八番地六	埼玉県児玉郡上里 町大字五明二十五 番地一	埼玉県本庄市早稲 田の杜一丁目十四 番一号	埼玉県児玉郡上里 町大字藤木戸二百 六十九番地	埼玉県児玉郡上里 町大字五明二百九 十六番地	埼玉県児玉郡上里 町大字長浜千二百 二番地	埼玉県児玉郡上里 町大字長浜千四百 八十六番地	埼玉県児玉郡上里 町大字長浜千三百 二十五番地	埼玉県児玉郡上里 町大字勅使河原七 百十七番地	埼玉県児玉郡上里 町大字五明七百三 十二番地一
埼玉県児玉郡上里 町大字五明字高木 百六十三番地三ほ か七筆	埼玉県児玉郡上里 町大字五明字油谷 戸二百六番二ほか 四筆	埼玉県児玉郡上里 町大字五明字油谷 戸二百四十八番二 ほか五十三筆	埼玉県児玉郡上里 町大字五明字池谷 戸二百八十八番二 ほか五筆	埼玉県児玉郡上里 町大字五明字池谷 戸二百六十八番二 ほか四筆	埼玉県児玉郡上里 町大字長浜字神社 前千六百六十二番三 ほか三筆	埼玉県児玉郡上里 町大字長浜字城千 四百八十九番二ほ か四筆	埼玉県児玉郡上里 町大字長浜字城千 五百三十番七ほか 三筆	埼玉県児玉郡上里 町大字五明字地神 塚六百十四番ほか 一筆	埼玉県児玉郡上里 町大字五明字池谷 戸二百八十七番二 ほか十四筆
五、 九四二	一二、 七八〇	一四〇、 七五五	一六、 三一八	八、 二二四	七、 五四四	一一、 三七六	一、 二八八	三、 九一三	四六、 八三九

二 申請年月日

平成二十八年九月二十七日

三 縦覧場所

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

四 縦覧期間

平成二十八年十月七日から平成二十八年十月二十一日まで

五 意見書の提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課